

犯罪被害者等に対する給付例（モデルケースによる比較１）

被害者が43歳男性、勤続20年の会社員（自営業者） 平均月収40万円〔年収480万円〕 妻（専業主婦、40歳） 長男（13歳） 長女（4歳）のケース

（労災保険関係）

- ・労災保険における給付基礎日額を1万3,000円と仮定。

（犯罪被害者等給付金関係）

- ・「犯給対象」における厚生年金対象者は会社員を、国民年金対象者は自営業者の場合を指す。
- ・会社員の場合、平均賃金を算出する被害前3か月の総日数については、92日とした（30日、31日、31日）。
- ・減額事由がないと想定して算出。

○ 被害者が死亡した場合

支払方法	一時金					年金					その他
名目 対象	遺族特別支給金	葬祭給付等	自賠責保険	犯給金 (遺族給付金)	小計	遺族(補償)年金 (年額)	遺族特別年金 (年額)	遺族厚生年金 (年額)	遺族基礎年金 (年額)	小計	
労災保険対象	300万円	78万円	-	-	378万円	231万9,200円 (注1)	-	49万3,300円	124万7,900円	406万400円	
自賠責対象	-	-	3,000万円まで	-	3,000万円まで	-	-	49万3,300円	124万7,900円	174万1,200円	死亡に至るまでの医療費120万円まで
犯給対象(注2)											
厚生年金対象	-	5万円(注3)	-	1,186万9,566円	1,191万9,566円	-	-	49万3,300円	124万7,900円	174万1,200円	犯罪被害者遺児等に奨学金給与
国民年金対象	-	約5万円(注4)	-	1,196万7,118円	約1,201万7,118円	-	-	-	124万7,900円	124万7,900円	

注1：労災保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による遺族給付との併給は、労災保険法に基づく年金給付を減額支給する。

（厚生年金保険法による遺族給付との併給がされない場合、年金給付は289万9,000円となる。）

注2：犯給非対象者には、犯給金(遺族給付金)が支給されない。

注3：埋葬料として健康保険から5万円を支給する。

注4：葬祭費として条例で又は規約で規定された額を国民健康保険から支給する。金額は、葬祭費を支給している保険者の平成15年度の平均支給額。

		一時金											年金（年額）																	
給付額(万円) 給付対象		300 600 900 1200 1500 1800 2100 2400 2700 3000 (万円)											100 200 300 400 500 600 (万円)																	
労災保険対象	遺族特別支給金	378万円											遺族 (補償) 年金		遺族 基礎 年金		406万400円													
自賠責対象	自賠責保険											3,000万円まで											遺族 基礎 年金		174万1,200円					
犯給対象																														
厚生年金対象	遺族給付金											1,191万9,566円											遺族 基礎 年金		174万1,200円					
国民年金対象	遺族給付金											約1,201万7,118円											遺族 基礎 年金		124万7,900円					

○ 被害者が障害（障害等級1級）を負った場合

支払方法	一時金				年金						医療費関係
名目	障害特別支給金	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	休業(補償)給付等 (年額)	障害(補償)年金 (年額)	介護(補償)給付等 (年額)	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
労災保険対象 (注1)	342万円	-	-	342万円	-	297万370円 (注2)	-	105万円	144万5,900円	546万6,270円	傷病が治って障害が残る前に当該傷病について療養していた期間がある場合には、療養(補償)給付及び休業(補償)給付等の対象となる。
自賠責対象	-	3,000万円まで(注3)	-	3,000万円まで	-	-	-	105万円	144万5,900円	249万5,900円	120万円まで
犯給対象(注4)											
厚生年金対象	-	-	1,398万2,610円	1,398万2,610円	-	-	-	105万円	144万5,900円	249万5,900円	健康保険・国民健康保険が医療費7割を負担(注5)
国民年金対象	-	-	1,409万7,528円	1,409万7,528円	-	-	-	-	144万5,900円	144万5,900円	

注1：労災保険からは、この欄に記載の給付のほか、介護(補償)給付（10万4,590円を上限として、介護に要した実費負担分。ただし、親族等による介護の場合は定額の5万6,710円）が支給される場合がある。

注2：労災保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による障害給付との併給は、労災保険法に基づく年金給付を減額支給する。

（厚生年金保険法による遺族給付との併給がされない場合、年金給付は406万9,000円となる。）

注3：介護を要する後遺障害第1級の場合は4,000万円まで（別途、介護料として(独)自動車事故対策機構が5万8,570円～13万6,880円の範囲で支給。ただし、労災保険、介護保険等の介護給付等を受けている場合は給付調整あり。）

注4：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注5：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）

給付額(万円) 給付対象	一時金										年金(年額)					
	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000 (万円)	100	200	300	400	500	600 (万円)
労災保険対象	障害特別 支給金	342万円									障害(補償) 年金	障害 厚生 年金	障害 基礎 年金			546万6,270円
自賠責対象	自賠責保険									3,000万円まで	障害 厚生 年金	障害 基礎 年金				249万5,900円
犯給対象																
厚生年金対象	障害給付金				1,398万2,610円						障害 厚生 年金	障害 基礎 年金				249万5,900円
国民年金対象	障害給付金				1,409万7,528円						障害 基礎 年金					144万5,900円

○ 被害者が障害（障害等級3級）を負った場合

支払方法	一時金				年金						医療費関係
名目	障害特別支給金	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	休業(補償)給付等 (年額)	障害(補償)年金 (年額)	介護(補償)給付等 (年額)	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
労災保険対象	300万円	-	-	300万円	-	264万3,550円 (注1)	-	65万7,700円	-	330万1,250円	傷病が治って障害が残る前に当該傷病について療養していた期間がある場合には、療養(補償)給付及び休業(補償)給付等の対象となる。
自賠責対象	-	2,219万円まで	-	2,219万円まで	-	-	-	65万7,700円	-	65万7,700円	120万円まで
犯給対象(注2)											
厚生年金対象	-	-	1,095万6,523円	1,095万6,523円	-	-	-	65万7,700円	-	65万7,700円	健康保険・国民健康保険
国民年金対象	-	-	1,104万6,571円	1,104万6,571円	-	-	-	-	-		が医療費7割を負担(注3)

注1：労災保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による障害給付との併給は、労災保険法に基づく年金給付を減額支給する。

（厚生年金保険法による遺族給付との併給がされない場合、年金給付は318万5,000円となる。）

注2：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注3：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）。

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

		一時金										年金（年額）						
給付額(万円)	給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000 (万円)	100	200	300	400	500	600 (万円)	
労災保険対象	障害特別支給金	300万円										障害（補償）年金	330万1,250円					
自賠責対象	自賠責保険	2,219万円まで										65万7,700円						
犯給対象																		
厚生年金対象	障害給付金	1,095万6,523円										65万7,700円						
国民年金対象	障害給付金	1,104万6,571円																

○ 被害者が障害（障害等級8級）を負った場合

支払方法	一時金					年金					医療費関係
名目 対象	障害(補償)一時金	障害特別支給金	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	休業(補償)給付等 (年額)	障害(補償)年金 (年額)	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
労災保険対象	653万9,000円	65万円	-	-	718万9,000円	-	-	-	-	-	傷病が治って障害が残る前に当該傷病について療養していた期間がある場合には、療養(補償)給付及び休業(補償)給付等が支給の対象となる。
自賠責対象	-	-	819万円まで	-	819万円まで	-	-	-	-	-	120万円まで
犯給対象(注1)											
厚生年金対象	-	-	-	469万5,652円	469万5,652円	-	-	-	-	-	健康保険・国民健康保険が医療費7割を負担(注2)
国民年金対象	-	-	-	473万4,244円	473万4,244円	-	-	-	-	-	

注1：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注2：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）。

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

	一時金											年金（年額）						
給付額(万円) 給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000	(万円)	100	200	300	400	500	600	(万円)
労災保険対象	障害(補償)一時金		718万9,000円															
自賠責対象	自賠責保険		819万円まで															
犯給対象																		
厚生年金対象	障害給付金		469万5,652円															
国民年金対象	障害給付金		473万4,244円															

犯罪被害者等に対する給付例（モデルケースによる比較２）

被害者が40歳女性（専業主婦）、夫（勤続20年の会社員（自営業者）、平均月収40万円〔年収480万円〕、43歳）、長男（13歳）、長女（4歳）のケース（犯罪被害者等給付金関係）
・減額事由がないと想定して算出した。

○ 被害者が死亡した場合

支払方法	一時金					年金					その他
名目	-	葬祭給付等	自賠責保険	犯給金 (遺族給付金)	小計	-	-	遺族厚生年金 (年額)	遺族基礎年金 (年額)	小計	
対象	-	-	3,000万円まで	-	3,000万円まで	-	-	-	- (注4)	-	死亡に至るまでの医療費120万円まで
自賠責対象	-	-	3,000万円まで	-	3,000万円まで	-	-	-	- (注4)	-	死亡に至るまでの医療費120万円まで
犯給対象(注1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生年金対象	-	5万円(注2)	-	480万円	485万円	-	-	-	-	-	犯罪被害者遺児等に奨学金給与
国民年金対象	-	約5万円(注3)	-	480万円	約485万円	-	-	-	- (注4)	-	

注1：犯給非対象者には、犯給金(遺族給付金)が支給されない。

注2：家族埋葬料として健康保険から5万円を支給。

注3：葬祭費として条例で又は規約で規定された額を国民健康保険から支給。金額は、葬祭費を支給している保険者の平成15年度の平均支給額。

注4：夫には遺族基礎年金は発生しない。子どもに遺族基礎年金が発生するが、生計を同じくする父がいるため支給停止となる。

	一時金										年金（年額）					
給付額(万円)	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000 (万円)	100	200	300	400	500	600 (万円)
給付対象																
自賠責対象	自賠責保険 3,000万円まで															
犯給対象																
厚生年金対象	遺族給付金 等 485万円															
国民年金対象	遺族給付金 等 約485万円															

○ 被害者が障害（障害等級1級）を負った場合

支払方法	一時金				年金						医療費関係
名目	-	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	-	-	-	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
自賠責対象	-	3,000万円まで(注1)	-	3,000万円まで	-	-	-	-	144万5,900円	144万5,900円	120万円まで
犯給対象(注2)											
厚生年金対象	-	-	710万2,000円	710万2,000円	-	-	-	-	144万5,900円	144万5,900円	健康保険・国民健康保険
国民年金対象	-	-	710万2,000円	710万2,000円	-	-	-	-	144万5,900円	144万5,900円	が医療費7割を負担(注3)

注1：介護を要する後遺障害第1級の場合は4,000万円まで（別途、介護料として(独)自動車事故対策機構が5万8,570円～13万6,880円の範囲で支給。ただし、労災保険、介護保険等の介護給付等を受けている場合は給付調整あり。）。

注2：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注3：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）。

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

	一時金											年金（年額）						
給付額(万円) 給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000	(万円)	100	200	300	400	500	600	(万円)
自賠責対象	自賠責保険 3,000万円まで											障害 基礎 年金	144万5,900円					
犯給対象																		
厚生年金対象	障害給付金 710万2,000円											障害 基礎 年金	144万5,900円					
国民年金対象	障害給付金 710万2,000円											障害 基礎 年金	144万5,900円					

○ 被害者が障害（障害等級3級）を負った場合

支払方法	一時金				年金						医療費関係
名目	-	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	-	-	-	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象	-	2,219万円まで	-	2,219万円まで	-	-	-	-	-	-	120万円まで
自賠責対象	-	2,219万円まで	-	2,219万円まで	-	-	-	-	-	-	
犯給対象(注1)											
厚生年金対象	-	-	556万5,000円	556万5,000円	-	-	-	-	-	-	健康保険・国民健康保険
国民年金対象	-	-	556万5,000円	556万5,000円	-	-	-	-	-	-	が医療費7割を負担(注2)

注1：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注2：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

	一時金										年金（年額）					
給付額(万円) 給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000 (万円)	100	200	300	400	500	600 (万円)
自賠責対象	自賠責保険 2,219万円まで															
犯給対象																
厚生年金対象	障害給付金 556万5,000円															
国民年金対象	障害給付金 556万5,000円															

○ 被害者が障害（障害等級8級）を負った場合

支払方法	一時金					年金					医療費関係
名目	-	-	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	-	-	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
自賠責対象	-	-	819万円まで	-	819万円まで	-	-	-	-	-	120万円まで
犯給対象(注1)											
厚生年金対象	-	-	-	238万5,000円	238万5,000円	-	-	-	-	-	健康保険・国民健康保険 が医療費7割を負担(注2)
国民年金対象	-	-	-	238万5,000円	238万5,000円	-	-	-	-	-	

注1：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注2：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）。

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

	一時金										年金（年額）					
給付額(万円)	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000 (万円)	100	200	300	400	500	600 (万円)
給付対象																
自賠責対象	自賠責保険 819万円まで															
犯給対象																
厚生年金対象	障害給付金 238万5,000円															
国民年金対象	障害給付金 238万5,000円															

犯罪被害者等に対する給付例（モデルケースによる比較３）

被害者が25歳男性、勤続3年の会社員（自営業者）、平均月収20万円〔年収240万円〕、独身（別居家族（生計維持関係なし）：両親55歳、弟23歳）のケース（労災保険関係）

・労災保険における給付基礎日額を6,500円と仮定。

（犯罪被害者等給付金関係）

- ・「犯給対象」における厚生年金対象者は会社員を、国民年金対象者は自営業者の場合を指す。
- ・会社員の場合、平均賃金を算出する被害前3か月の総日数については、92日とした（30日、31日、31日）。
- ・減額事由がないと想定して算出。

○ 被害者が死亡した場合

支払方法	一時金						年金					その他
名目 対象	遺族特別支給金	遺族（補償） 一時金	葬祭給付等	自賠責保険	犯給金 （遺族給付金）	小計	遺族（補償）年金 （年額）	遺族特別年金 （年額）	遺族厚生年金 （年額）	遺族基礎年金 （年額）	小計	
労災保険対象	300万円	650万円	51万円	-	-	1,001万円	-	-	49万3,300円	124万7,900円	174万1,200円	
自賠責対象	-	-	-	3,000万円まで	-	3,000万円まで	-	-	49万3,300円	124万7,900円	174万1,200円	死亡に至るまでの 医療費120万円まで
犯給対象(注2)												
厚生年金対象	-	-	5万円(注2)	-	456万5,218円	461万5,218円	-	-	49万3,300円	124万7,900円	174万1,200円	犯罪被害者遺児等 に奨学金給与
国民年金対象	-	-	約5万円(注3)	-	460万2,738円	約460万2,738円	-	-	-	124万7,900円	124万7,900円	

注1：犯給非対象者には、犯給金(遺族給付金)が支給されない。

注2：埋葬料として5万円を健康保険から支給する。

注3：葬祭費として条例で又は規約で規定された額を国民健康保険から支給する。金額は、葬祭費を支給している保険者の平成15年度の平均支給額。

	一時金											年金（年額）												
給付額(万円) 給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000	(万円)	100	200	300	400	500	600	(万円)						
労災保険対象	遺族特別支給金	遺族（補償）一時金		1,001万円														遺族基礎年金	174万1,200円					
自賠責対象	自賠責保険											3,000万円まで							遺族基礎年金	174万1,200円				
犯給対象																								
厚生年金対象	遺族給付金	461万5,218円															遺族基礎年金	174万1,200円						
国民年金対象	遺族給付金	約460万2,738円															遺族基礎年金	124万7,900円						

○ 被害者が障害（障害等級1級）を負った場合

支払方法	一時金				年金						医療費関係
名目	障害特別支給金	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	休業(補償)給付等 (年額)	障害(補償)年金 (年額)	介護(補償)給付等 (年額)	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
労災保険対象 (注1)	342万円	-	-	342万円	-	148万5,185円 (注2)	-	105万円	144万5,900円	398万1,085円	傷病が治って障害が残る前に当該傷病について療養していた期間がある場合には、療養(補償)給付及び休業(補償)給付等の対象となる。
自賠責対象	-	3,000万円まで(注3)	-	3,000万円まで	-	-	-	105万円	144万5,900円	249万5,900円	120万円まで
犯給対象(注4)											
厚生年金対象	-	-	699万1,305円	699万1,305円	-	-	-	105万円	144万5,900円	249万5,900円	健康保険・国民健康保険が医療費7割を負担(注5)
国民年金対象	-	-	704万8,764円	704万8,764円	-	-	-	-	144万5,900円	144万5,900円	

注1：労災保険からは、この欄に記載の給付のほか、介護(補償)給付（10万4,590円を上限として、介護に要した実費負担分。ただし、親族等による介護の場合は定額の5万6,710円）が支給される場合がある。

注2：労災保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による障害給付との併給は、労災保険法に基づく年金給付を減額支給する。

（厚生年金保険法による遺族給付との併給がされない場合、年金給付は203万4,500円となる。）

注3：介護を要する後遺障害第1級の場合は4,000万円まで（別途、介護料として(独)自動車事故対策機構が5万8,570円～13万6,880円の範囲で支給。ただし、労災保険、介護保険等の介護給付等を受けている場合は給付調整あり。）

注4：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注5：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）

	一時金											年金（年額）						
給付額(万円) 給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000	(万円)	100	200	300	400	500	600	(万円)
労災保険対象	障害特別支給金 342万円											障害 (補償) 年金	障害 厚生 年金	障害 基礎 年金	398万1,085円			
自賠責対象	自賠責保険 3,000万円まで											障害 厚生 年金	障害 基礎 年金	249万5,900円				
犯給対象																		
厚生年金対象	障害給付金 699万1,305円											障害 厚生 年金	障害 基礎 年金	249万5,900円				
国民年金対象	障害給付金 704万8,764円											障害 基礎 年金	144万5,900円					

○ 被害者が障害（障害等級3級）を負った場合

支払方法	一時金				年金						医療費関係
名目	障害特別支給金	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	休業(補償)給付等 (年額)	障害(補償)年金 (年額)	介護(補償)給付等 (年額)	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
労災保険対象 (注1)	300万円	-	-	300万円	-	132万1,775円 (注1)	-	65万7,700円	-	197万9,475円	傷病が治って障害が残る前に当該傷病について療養していた期間がある場合には、療養(補償)給付及び休業(補償)給付等の対象となる。
自賠責対象	-	2,219万円まで	-	2,219万円まで	-	-	-	65万7,700円	-	65万7,700円	120万円まで
犯給対象(注2)											
厚生年金対象	-	-	547万8,261円	547万8,261円	-	-	-	65万7,700円	-	65万7,700円	健康保険・国民健康保険
国民年金対象	-	-	552万3,285円	552万3,285円	-	-	-	-	-		が医療費7割を負担(注3)

注1：労災保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による障害給付との併給は、労災保険法に基づく年金給付を減額支給する。

（厚生年金保険法による遺族給付との併給がされない場合、年金給付は159万2,500円となる。）

注2：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注3：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）。

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

		一時金										年金（年額）						
給付額(万円)	給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000 (万円)	100	200	300	400	500	600 (万円)	
労災保険対象	障害特別支給金	300万円										障害 (補償) 年金	197万9,475円					
自賠責対象	自賠責保険	2,219万円まで										65万7,700円						
犯給対象																		
厚生年金対象	障害給付金	547万8,261円										65万7,700円						
国民年金対象	障害給付金	552万3,285円																

○ 被害者が障害（障害等級8級）を負った場合

支払方法	一時金					年金					医療費関係
名目	障害(補償)一時金	障害特別支給金	自賠責保険	犯給金 (障害給付金)	小計	休業(補償)給付等 (年額)	障害(補償)年金 (年額)	障害厚生年金 (年額)	障害基礎年金 (年額)	小計	
対象											
労災保険対象	326万9,500円	65万円	-	-	391万9,500円	-	-	-	-	-	傷病が治って障害が残る前に当該傷病について療養していた期間がある場合には、療養(補償)給付及び休業(補償)給付等が支給の対象となる。
自賠責対象	-	-	819万円まで	-	819万円まで	-	-	-	-	-	120万円まで
犯給対象(注1)											
厚生年金対象	-	-	-	234万7,826円	234万7,826円	-	-	-	-	-	健康保険・国民健康保険が医療費7割を負担(注2)
国民年金対象	-	-	-	236万7,122円	236万7,122円	-	-	-	-	-	

注1：犯給非対象者には、犯給金(障害給付金)が支給されない。

注2：高額療養費の自己負担限度額は8万100円＋(医療費)×1%（4か月目以降は4万4,400円）。

なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状)の場合は、重傷病給付金として犯罪被害給付制度が1年を限度に自己負担相当額を給付。

また、被害によって、身体に永続的な障害を負い、身体障害者認定を受け、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）の支給認定を受けた場合は、更に医療保険における自己負担部分を公費により負担軽減（原則として本人負担一割。ただし、収入に応じた負担上限月額あり。）。

		一時金										年金（年額）						
給付額(万円)	給付対象	300	600	900	1200	1500	1800	2100	2400	2700	3000（万円）	100	200	300	400	500	600（万円）	
労災保険対象	障害(補償)一時金	391万9,500円																
自賠責対象	自賠責保険	819万円まで																
犯給対象																		
厚生年金対象	障害給付金	234万7,826円																
国民年金対象	障害給付金	236万7,122円																

【休業補償について】

被害者が25歳男性、勤続3年の会社員（自営業者）、平均月収20万円〔年収240万円〕、独身（別居家族（生計維持関係なし）：両親55歳、弟23歳）のケース

○ 労災保険対象の場合

（１）労働基準法に基づく給付

休業３日目まで休業１日につき平均賃金（６,５００円）の６０％を支給。

（２）労災保険制度〔休業（補償）給付〕

休業４日目から休業１日につき休業給付基礎日額（６,５００円）の６０％を支給。

（３）労災保険制度〔休業特別支給金〕

休業４日目から休業１日につき休業給付基礎日額（６,５００円）の２０％を支給。

○ 自賠責対象の場合

休業損害は、慰謝料、積極損害（治療関係費、文書料、搬送費等）と併せて120万円を限度として支給。

○ 健康保険対象の場合

傷病手当金を支給

被保険者が業務外の事由による療養のため労務不能となった場合、その期間中、最長で１年６か月間、１日につき標準報酬日額の６割に相当（平成19年４月より３分の２相当まで引き上げ）する額を支給。